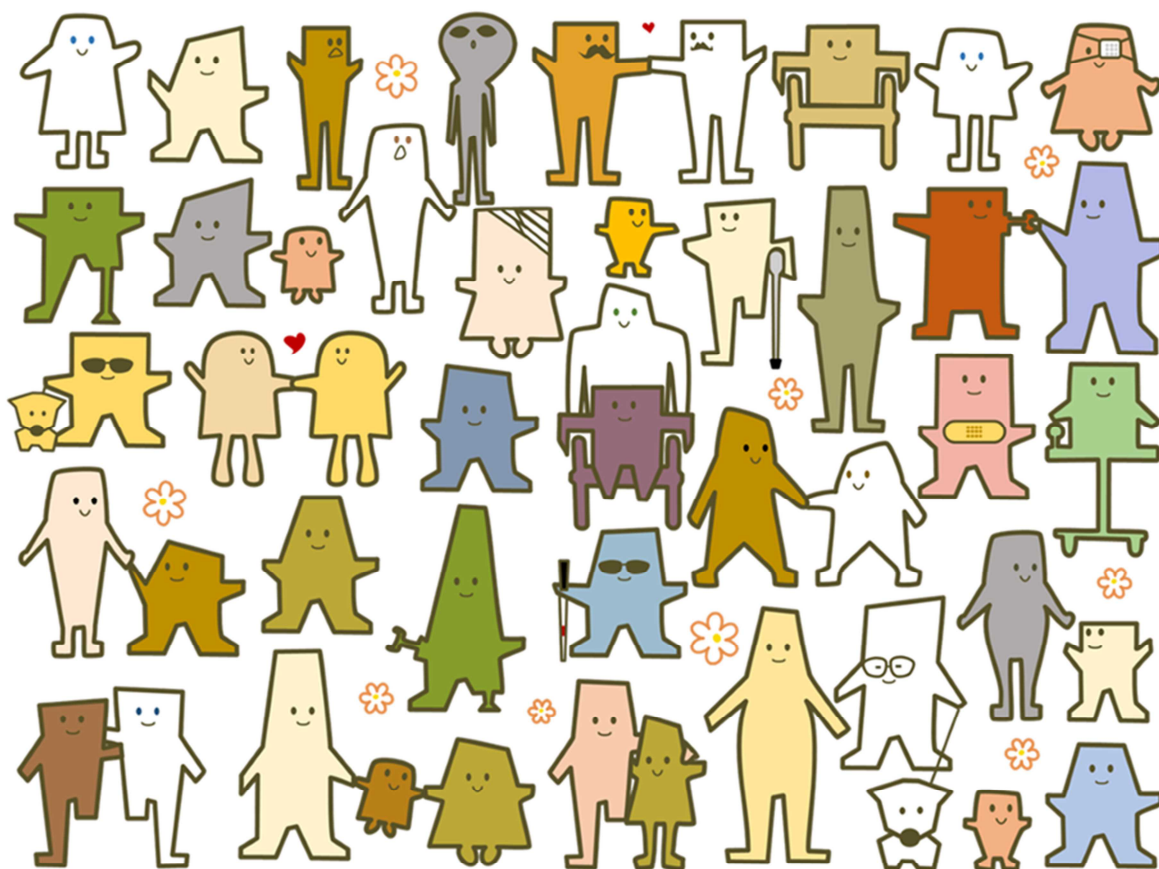


静岡県パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



令和8年8月

もくじ

(ページ)

1	静岡県パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	パートナーシップの定義	1
3	宣誓することができる方	2
4	宣誓手続の流れ	4
5	宣誓に必要な書類	8
6	宣誓後について——届出等が必要な場合	1 2
7	よくある質問 (Q&A)	1 4

<参考>

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱	1 9
---------------------	-----



1 静岡県パートナーシップ宣誓制度とは



静岡県では、誰もが理解し合える共生社会の実現を目指し、「ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくり」を進めています。その具体的な取組の一つとして、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合った2人が、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを県に対して宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

また、この制度は、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により、婚姻の意思はあっても婚姻の届出をしない、あるいはできない事実婚カップルなどの思いを尊重し、偏見や差別などによりカップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消されるよう、静岡県として応援するものです。

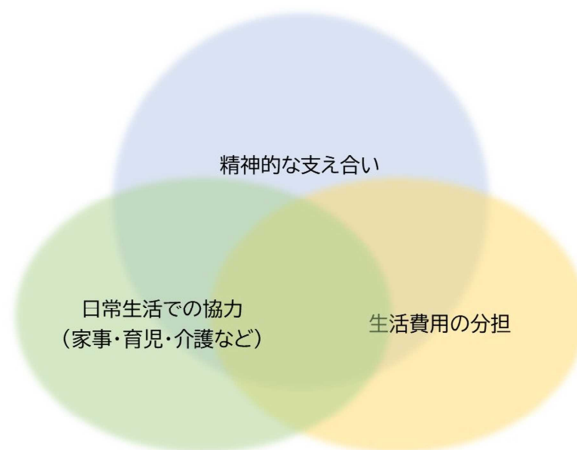
この制度の周知・運用を通じて、ジェンダーや性の多様性への理解を促進するとともに、誰もが自分らしいあり方を尊重され、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

2 パートナーシップの定義



この制度において「パートナーシップ」とは、「お互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した2人の関係」のことです。

共同生活とは、日常生活において、精神的に支え合い、家事・育児・介護での協力、生活費用の分担等を行うことです。



また、宣誓される2人に家族として養育する未成年の子がいる場合、希望に応じて、子に関する届出をした上で、県が発行する「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」に子の氏名及び生年月日を記載します（7、8ページを参照）。

3 宣誓することができる方



宣誓をするに当たっては、以下の（１）から（５）の要件を全て満たしている必要があります。

なお、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、SOGI（ソジ）（３ページを参照）を尊重する観点から、２人の戸籍上の性別、性的指向、性自認は問いません。事実婚の異性カップルや外国籍の人でも宣誓できます。

（１）成年に達していること

- ・ 満 18 歳以上

（２）どちらか 1 人は静岡県民であること

- ・ ２人のうち、少なくともどちらか 1 人が県内に住所があれば宣誓できます。
- ・ ２人とも県外に住んでいても、少なくとも 1 人が県内への転入を予定している場合は、宣誓することができます。ただし、転入予定の場合は、県内の市町へ転入する前の自治体で転出手続をしておく必要があります。

（３）配偶者がいないこと

- ・ 戸籍抄本で確認します。外国籍の人は婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

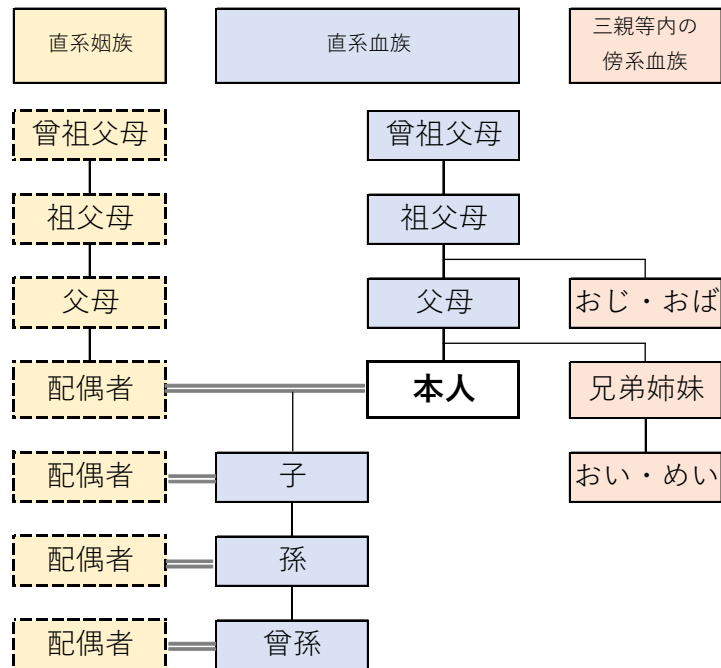
（４）宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと

- ・ 共に宣誓をしようとする人以外の人と、既にパートナーシップの関係がある場合は宣誓できません（同様の制度を実施している他の自治体等で、別の人とパートナーシップ関係に係る宣誓等をしている場合など）。パートナーとなれるのは 1 人だけです。

（５）宣誓者同士が近親者でないこと

- ・ 民法第 734 条から第 736 条に定められている婚姻できない関係（直系血族又は三親等内の傍系血族、若しくは直系姻族）にある場合は宣誓できません。
- ・ ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしているカップルの場合、法的には近親者となりますが、宣誓することができますので事前に御相談ください。

【パートナーシップの宣誓をすることができない「近親者」の範囲】



<SOGI(ソジ)>

- ・「性的指向」と「性自認」の英語の頭文字を取った言葉です。
- ・SOGI は、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の多様な性を尊重する言葉です。
- ・服装・髪型・言葉遣いなど、外見に表れる性表現（Gender Expression）を加えて、SOGIE（ソジー）ともいいます。

【性的指向（Sexual Orientation）】

- ・どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているかのこと
- ・異性を好きになる人、同性を好きになる人、男女両方を好きになる人、恋愛や性愛の感情を持たない人など様々

【性自認（Gender Identity）】

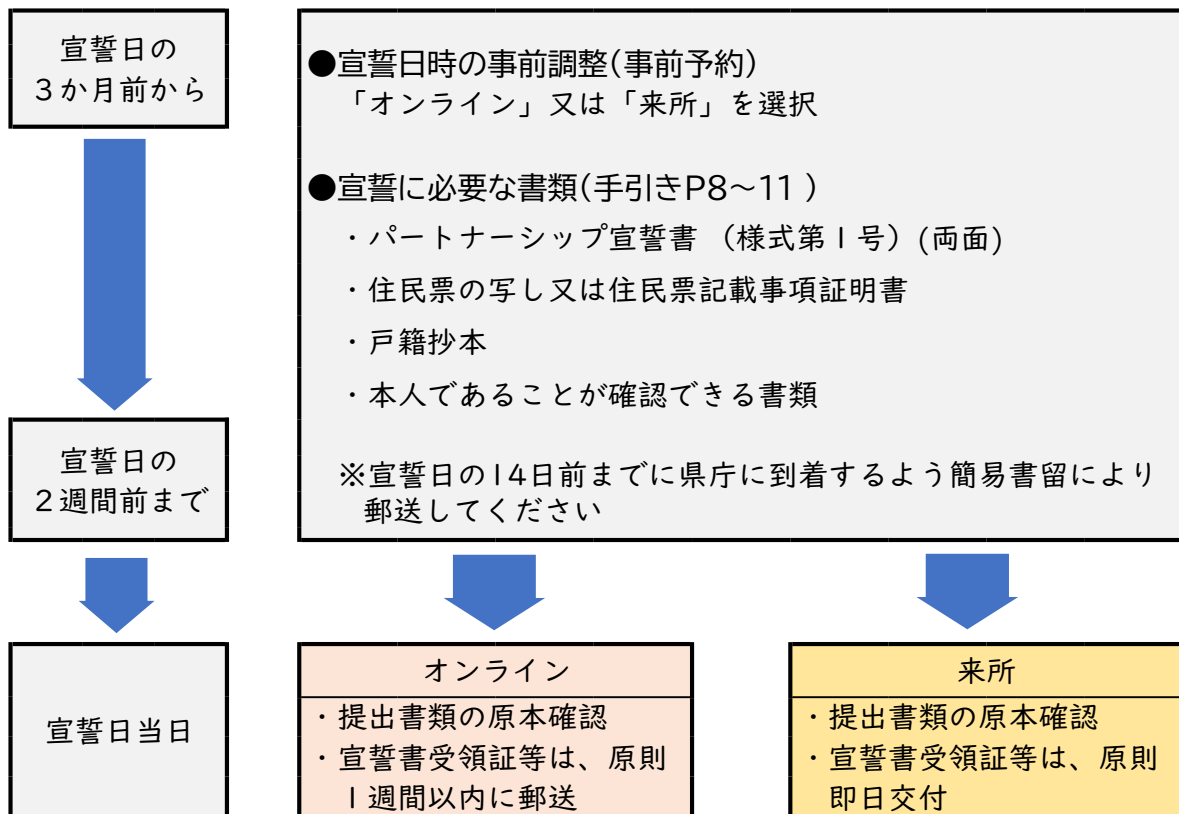
- ・自分の性別を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと
- ・戸籍上の性別と性自認が一致している人や一致していない人、性自認が男女に二分できない人、男女の枠にとらわれない性のあり方の人など様々

4 宣誓手続の流れ



- ・手続は原則オンラインで実施します。
- ・オンラインの手続が困難な方は、静岡県庁に2人で来所の上、対面でお手続きください。

手続フロー



(1) お互いの意思確認

- ・お互いにパートナーシップの関係にあることと、宣誓できる要件を満たしていることを確認してください。
- ・2人で養育している未成年の子がいる場合には、希望に応じて「子に関する届出書」(様式第4号)を提出することにより、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」に子の氏名及び生年月日を記載することができます。
なお、「子に関する届出書」は、宣誓後に別途提出することも可能です。
- ・宣誓後の生活への影響など、よく分からないことがある場合は、関係機関に事前に確認しておいてください。

(2) 宣誓日時の事前調整(事前予約)

- ・ 宣誓を希望する日の 14 日前までに、電話、メール又は専用フォームにより申し込んでください。宣誓希望日の 3 か月前から受け付けます。
ただし、御希望の日時に添えない場合がありますので、御了承ください。

■申込みの際に御連絡いただきたいこと

- ① 2 人の戸籍上の氏名、ふりがな、生年月日、住所
※ 通称名で宣誓する場合は、その通称名
※ 外国籍の方は国籍
- ② 日中連絡のとれる電話番号又はメールアドレス（代表者のみ）
- ③ 宣誓希望日時（第 3 希望まで）
- ④ 宣誓の方法（オンライン or 来所）

■宣誓できる日時

月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）の午前 9 時～午後 4 時

■宣誓方法

●オンライン（Zoom）

- ・ 日程調整後、手続当日の URL をお送りします。
- ・ 宣誓書受領証等は、原則 1 週間以内に簡易書留で郵送します。

●静岡県庁に来所

- ・ 県庁内に個室を御用意します。
- ・ 宣誓書受領証等は、原則即日交付します。

■申込先

静岡県くらし・環境部 男女共同参画課

（〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁西館 6 階）

電話番号 054-221-3363 (エール)

メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

専用フォーム 県 HP「静岡県レインボーページ」からアクセス
又は「静岡県パートナーシップ宣誓制度」で検索



(3) 必要書類の事前送付

- ・ 8～11 ページを確認の上、必要書類を宣誓日の 14 日前までに県庁に到着するよう簡易書留により、下記書類送付先まで郵送してください。

●オンラインの場合

「パートナーシップ宣誓書受領証」(A4 判) 及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」(免許証サイズ) は後日郵送となりますので、返信用封筒(送付先の住所・氏名を記入し切手を貼ったもの)を忘れずに同封してください。

《参考》 郵便料金 (令和 8 年 8 月 1 日現在)

角型 2 号 [240×332mm] を簡易書留で郵送する場合

- | | | |
|------------------------------|---------|-----------|
| ① 定型外郵便物 (規格内) (100 g 以内) …… | 180 円/通 | |
| ② 簡易書留 …… | 350 円/通 | ①+② 530 円 |

■書類送付先

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁西館 6 階
静岡県くらし・環境部 男女共同参画課 宛て
電話番号：054-221-3363

(4) パートナーシップの宣誓 <本人であることの確認>

●オンラインの場合

- ・ 予約した日時に、必ず宣誓する 2 人がオンラインで接続してください。その際、カメラ ON/マイク ON でお願いします。
- ・ 本人確認書類を忘れずに御用意ください。
- ・ 事前に提出いただいた本人確認書類とオンライン接続時に提示された本人確認書類が一致することを職員が確認します。本人確認書類が判読できるよう通信環境を事前に確認してください。
- ・ 通称名で宣誓される場合には、事前に提出いただいた通称名の確認書類とオンライン接続時に提示された通称名の確認書類が一致することを職員が確認します。

●来所の場合

- ・ 予約した日時に、必ず宣誓者 2 人で県庁に来所してください。
- ・ 本人確認書類を忘れずに御持参ください。印鑑は不要です。
- ・ 事前に提出いただいた本人確認書類と来所時に提示された本人確認書類が一致することを職員が確認します。
- ・ 通称名で宣誓される場合には、事前に提出いただいた通称名の確認書類と来所時

に提示された通称名の確認書類が一致することを職員が確認します。

※当日は、事前に提出していただいた本人確認書類及び通称名確認書類の原本を御用意ください。

(5) 宣誓書受領証及び宣誓書受領カードの交付

- ・ 宣誓日に本人であることを確認した後、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。

●オンラインの場合

宣誓書受領証等は、原則1週間以内に簡易書留で郵送します。

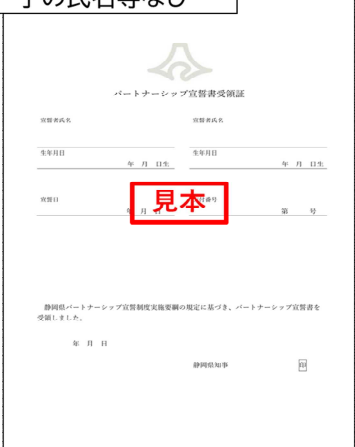
●来所の場合

- ・ 原則即日交付となりますが、宣誓から交付までに 30 分程度 かかります。

※2人とも県外在住で、少なくとも一方が県内に転入予定の場合は、転入手続が完了し、転入後の「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」を持参又は郵送により提出いただいた後に交付します。

- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証」(A4サイズ) 及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」(運転免許証サイズ) は、1人1枚ずつお渡しします。
- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領カード」の裏面に緊急連絡先を記入することができますので、油性ペンを使用するか、ラベルシール等を貼り付けて記入してください。

① パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ)

子の氏名等あり	子の氏名等なし
 子: 氏名等あり パートナーシップ宣誓書受領証 宣誓者氏名: _____ 宣誓者氏名: _____ 生年月日: _____ 年 月 日生 生年月日: _____ 年 月 日生 宣誓日: _____ 年 月 日 交付番号: _____ 第 _____ 号 静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。 年 月 日 静岡県知事 _____	 子: 氏名等なし パートナーシップ宣誓書受領証 宣誓者氏名: _____ 宣誓者氏名: _____ 生年月日: _____ 年 月 日生 生年月日: _____ 年 月 日生 宣誓日: _____ 年 月 日 交付番号: _____ 第 _____ 号 静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。 年 月 日 静岡県知事 _____

② パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）

パートナーシップ宣誓書受領カード

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓者【本人】
氏名 _____
(年 月 日生) 見本
宣誓日 _____
交付番号 第 _____ 号
年 月 日 静岡県知事

<表>

カードを提示された方へ

このカードは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより
共同生活を行うことを宣誓し、後がその宣誓書を受領したことを証明するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方は、上記宣誓
を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

子の氏名 _____ 見本
年 月 日生 年 月 日生
【緊急連絡先】(自由記載)

発行：静岡県くらし・環境部男女共同参画課 電話 054-221-3363

<裏> 子の氏名等あり

カードを提示された方へ

このカードは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより
共同生活を行うことを宣誓し、後がその宣誓書を受領したことを証明するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方は、上記宣誓
を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

【緊急連絡先】(自由記載) 見本

発行：静岡県くらし・環境部男女共同参画課 電話 054-221-3363

<裏> 子の氏名等なし

5 宣誓に必要な書類

以下の書類を、宣誓日の14日前までに県庁に到着するよう簡易書留により郵送してください。

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・県のホームページ「静岡県レインボーページ」から様式（両面）をダウンロードしてください。両面印刷が難しい場合は、片面印刷で結構です。
- ・ホームページの記入例を参照の上、宣誓者の自署により、必要事項を記入してください。
- ・自署が難しく代筆とする場合には、代筆者の本人確認が必要となりますので御了承ください。
- ・戸籍上の氏名ではなく、通称名で宣誓することもできます。ただし、社会生活において日常的に使用しているものに限りです。

※通称名で宣誓する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」への氏名の記載については、次の2つのパターンがあります。

- パターン1 通称名のみ
パターン2 通称名と戸籍名との併記

■様式及び記入例はこちらから入手できます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/jinkenpo/danjokyodo/1046492.html>



(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 1人につき1通ずつ（宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人で1通）。
- ・ 宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限りします。
- ・ 住民票の写しの場合、本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。また、住民票コードや個人番号（マイナンバー）が省略されたものを提出してください。
- ・ 県内に転入予定の場合は、転入前の自治体が発行した転出証明書（写し）を提出してください。

(3) 戸籍抄本

- ・ 1人につき1通ずつ。
- ・ 宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限りします。
- ・ 外国籍の場合は、大使館又は領事館等が発行する婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(4) 本人であることが確認できる書類

- ・ 顔写真付きのものは1点、顔写真なしのものは2点、コピーを提出してください。また、宣誓日当日には原本を提示してください。
- ・ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りします。

1つ提示(顔写真付き)(例)	2つ提示(顔写真なし)(例)
・ 個人番号カード(マイナンバーカード) ・ パスポート ・ 運転免許証 ・ 在留カード ・ その他、官公署が発行した証明書 など	・ 国民健康保険などの資格確認書、介護保険証 ・ 年金手帳、年金証書 ・ その他、官公署が発行した証明書 など

(5) 通称名を確認できる書類(通称名を使用して宣誓する場合のみ)

- ・通称名を社会生活において日常的に使用していることが客観的に分かる書類（通称名が記載された書類）を2種類、コピーを提出してください。また、宣誓日当日には原本を提示してください。
- ・外国籍の人の通称名の使用については、住民票の写しなどの公的機関が発行する書類1点により確認します。

通称名を確認できる書類(例)		※2種類必要
・ 各種郵便物（はがき・年賀状など） ・ 病院の診察券 ・ 各種会員証 ・ 社員証 ・ 学生証	※ 以下については、表面に通称名、裏面に戸籍名が記載されていること。 ・ 国民健康保険などの資格確認書	など

(6) 宣誓者と子の関係性を確認できる書類(宣誓書受領証及び宣誓書受領カードに子の氏名等の記載を希望する場合のみ)

- ・上記（2）で提出する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書）により確認できる場合は、提出不要です。また、宣誓日当日には子との「続柄」が記載されている書類を提示ください。
- ・子には、実子・養子が含まれます。
- ・「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」への子の氏名等の記載については、宣誓と同時に行う以外に、宣誓後、別途届け出ることも可能ですので、2人でよく相談してください。

子との関係性を確認できる書類(例)

<子と同一世帯の場合>

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者と子の双方の氏名及び続柄が記載されていること。）

<住民票により子と生計同一関係であることが確認できない場合>

① 健康保険等の被扶養者になっている場合	医療保険の資格確認書の写し (保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してあること。)
② 給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写し
③ 税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写し
④ 定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
⑤ 病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写し など



6 宣誓後について——届出等が必要な場合



- ・ 宣誓後、利用可能な行政サービス情報の提供、生活上の困りごとの把握、変更届等手続に関する御案内などのため、男女共同参画課からメール又は電話で年1回程度連絡します。
- ・ 変更・再交付等の手続が必要なときには、男女共同参画課へ事前に御連絡ください（5ページを参照）。宣誓時と同様に、必要書類の案内や日時等の調整をします。
- ・ いずれも、本人であることを確認できる書類が必要です（9ページを参照）。
- ・ 「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を再交付した場合には、古いものを返還いただきます。

(1) 宣誓書受領証等を汚したり、なくしたりした場合

- ・ 「再交付申請書」（様式第5号）を提出してください。
また、紛失以外の場合は、以前の「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を添付してください。

※ 紛失による再交付の場合は、以前交付したものが発見された時点で、これを返還いただきます。

(2) 氏名・通称名を変更した場合

- ・ 「変更届出書」（様式第6号）を提出してください。
氏名変更の場合は戸籍抄本、通称名変更の場合は変更したことが分かるもの（10ページを参照）が必要です。

(3) 宣誓書受領証等の返還が必要な場合

- ・ 次の場合には、「返還届出書」（様式第7号）を提出してください。2人分の「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還いただきます。

- ア パートナーシップ関係を解消したとき
- イ 2人とも県外に転出したとき
- ウ 宣誓の要件に該当しなくなったとき（宣誓者同士で婚姻したときを除く。）
- エ 宣誓時点で宣誓の要件を満たしていなかったことが判明したとき
- オ 「パートナーシップ宣誓書受領証」又は「パートナーシップ宣誓書受領カード」の不正利用や変造等が認められたとき

※ アの場合には、1人分の返還があればパートナーシップが解消されたものとみなします。

(4) 子について届け出る場合

- ・次の場合には、「子に関する届出書」（様式第4号）を提出してください（10、11 ページを参照）。

ア 「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」に子の氏名等を記載したいとき

イ 「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」から子の氏名等を削除したいとき

- ・また、満15歳に達した子本人が、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」から自身の氏名等を削除するための申立てをすることができます。「申立書」（様式第8号）に必要書類を添えて提出してください。

【必要書類】

- ・子の年齢を確認する書類
 - ・以前に交付した宣誓書受領証等（2人分）
- ※ 申立日に持参できない場合には、後日、返還いただきます。

■ 宣誓書記載内容証明が必要な場合(通称名を使用している場合)

- ・宣誓書受領証等に通称名のみを記載している宣誓者が、戸籍上の氏名の確認を求められたときなどに、パートナーシップ宣誓書への記載内容（戸籍上の氏名、通称名、生年月日）を証明することができます。
- 証明が必要なときは、「記載内容証明書交付申請書」（様式第9号）を提出してください。

【必要書類】

- ・申請者が本人であることが確認できる書類
- ・申請者の「パートナーシップ宣誓書受領証」又は「パートナーシップ宣誓書受領カード」



7 よくある質問 (Q&A)



制度について

Q1 静岡県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

静岡県パートナーシップ宣誓制度は、静岡県の内部規程である要綱に基づくもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。一方、婚姻は法律に基づくものであり、婚姻することにより扶養義務や相続権などの様々な法律上の権利や義務が発生します。

Q2 宣誓することができるのは、同性のパートナーだけですか。

同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚のカップルも宣誓できます。

Q3 同居していなくても宣誓できますか。

同居していなくても宣誓できます。

Q4 外国籍の人でも宣誓できますか。

外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等に御相談ください。

なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q5 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

Q6 静岡・浜松・富士・湖西市で宣誓していますが、県でも宣誓できますか。

県内の市で宣誓された人も、県制度で宣誓することができます。

Q7 転入予定であっても宣誓できるのはなぜですか。

静岡県内に転入し、パートナーと共同生活することを予定している人が、住居等の準備を整えるために必要な場合等が想定されるためです。

Q8 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

パートナーシップ宣誓をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q9 通称名は使用できますか。

通称名で宣誓することができます。その場合、確認書に戸籍上の氏名を記入いただきますが、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」への記載については、「通称名のみ」又は「通称名と戸籍上の氏名の併記」を選択することができます。

ただし、宣誓の際、社会生活において日常的に当該通称名を使用していることが分かる書類（２種類）を提示いただきます（10 ページを参照）。

Q10 養子縁組していても宣誓できますか。

「おじ・おば」「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません（2、3 ページを参照）。

ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組をしているカップルの場合、法的には近親者となりますが、宣誓することができますので事前に御相談ください。

子の届出について

Q11 宣誓書受領証等に子の氏名等を記載できるようにしたのはなぜですか。

親権を持たない同性カップル等が保護者として子育てする場合、園への送迎や緊急医療等、子との関係において日常的に不都合な場面が多くあると考えられています。このような場合に、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」に子の氏名等の記載があれば、共に暮らす子も含めた関係性を説明しやすくなることが期待されます。

手続について

Q12 パートナーシップ宣誓手続に費用はかかりますか。

「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」及び「静岡県パートナーシップ宣誓書記載内容証明書」の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓及びその後の届出等の際に必要な確認書類の交付手数料等、交付した宣誓書受領書等を郵送するための切手代は自己負担となります。

Q13 宣誓できる場所はどこですか。

原則として、オンラインによる手続となります。オンラインの手続が困難な方は、来所での手続が可能です。が、県庁のみでの対応となります。（5 ページを参照）。

Q14 郵送やメールで宣誓手続ができますか。

郵送やメールによる宣誓はできませんが、宣誓される２人の本人確認をオンラインで行うため、来所の必要はありません。

Q15 代理で宣誓できますか。

代理人による宣誓はできません。必ず宣誓者2人による手続が必要です。

Q16 宣誓書の記入は代筆でもいいですか。

手の怪我や障害など、文字を書くことが困難な場合は、宣誓者本人の意思確認ができれば代筆が可能です。ただし、代筆者も本人確認書類の提示が必要です（9ページを参照）。

Q17 個室でできますか。

宣誓者のプライバシーを保護する観点から、個室を御用意します。

Q18 土日など、休みの日に宣誓することはできますか。

できません。宣誓できるのは、月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）の午前9時から午後4時です。

Q19 宣誓書受領証等はすぐに交付されますか。

オンラインの場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」は、原則1週間以内に簡易書留で郵送します。来所により手続された場合には、原則として即日交付となりますが、交付までに30分程度かかります。（7ページを参照）。

Q20 パートナーとの関係を解消した場合はどうすればいいですか。

「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第7号）を提出し、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還してください（12ページを参照）。

Q21 県外に転出する場合はどうすればいいですか。

2人とも県外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第7号）を提出し、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還してください。

宣誓書受領証等について

Q22 宣誓書受領証等には有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q23 宣誓書受領証等は再交付してもらえますか。

宣誓書受領証等を紛失したり、汚したりしてしまった場合には、再交付します（12ページを参照）。

Q24 宣誓書受領証等の氏名や通称名を変更することはできますか。

「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書」（様式第6号）に必要な書類を添えて提出いただければ、宣誓書受領証等の記載内容を変更して交付します（12ページを参照）。

Q25 宣誓書受領証等にはどのような使い道がありますか。

県内の公営住宅の入居申込みや医療機関等における家族としての取扱いがなされるなど順次調整中です。その他、民間事業者で受けられるサービス・対応等についても、県ホームページ上の「静岡県レインボーページ」で御案内します。

Q26 パートナーが亡くなりました。宣誓書受領証等は返還しなければなりませんか。

宣誓書受領証等の返還は不要です。

ただし、亡くなられた後に再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証等を発行することはできません。

Q27 結婚した場合は宣誓書受領証等を返還しなければなりませんか。

パートナーシップ宣誓をした相手と結婚した場合は返還不要です。

ただし、結婚した後で再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証等を発行することはできません。

なお、パートナーシップ宣誓をした相手とは別の人と結婚する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」（様式第7号）を提出し、宣誓書受領証等を返還してください。

Q28 宣誓書受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

使用できません。2人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を証するものです。

その他

Q29 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

宣誓手続の際には、住民票の写し及び戸籍抄本等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求めることで、なりすまし等を防止します。なお、本制度には罰則を設けていませんが、万が一、不正利用や偽造・変造が認められた場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還いただきます。併せて、刑法上の罪に問われる恐れがあります。

Q30 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

婚姻したカップルのような法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続には費用を要します。詳細は、公証役場へお問合せください。

Q31 他の地方公共団体のパートナーシップ宣誓制度との手続連携はありますか。

令和6年4月1日から、静岡市、浜松市、富士市及び湖西市の各制度との連携を開始しました。各市制度の宣誓者が県内市町に転出した後、引き続き、静岡県パートナーシップ宣誓制度の利用を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓継続申告書」を県に提出することにより、県制度の宣誓者として引き継がれることになります。

詳しくは、「静岡県レインボーページ」内の「静岡県パートナーシップ宣誓制度と県内市制度との手続連携について」を御覧ください。





静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが理解し合える共生社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、知事に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者のいずれか一方は静岡県内に住所を有し、又は静岡県内への転入を予定し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により静岡県内の市町を転出先として届け出ていること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者との間に現にパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、自署したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（静岡県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）にあつては、次に定める書類）
 - ア 静岡県内に住所を有する者と共に宣誓をしようとする場合にあつては、住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）又は転出先として静岡県内の市町が記載された転出証明書の写し
 - イ 静岡県内に住所を有しない者と共に宣誓をしようとする場合にあつては、転出先として静岡県内の市町が記載された転出証明書の写し
- (2) 戸籍抄本（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名（戸籍名以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

4 知事は、宣誓をしようとする者（第2項の規定により代筆する者を含む。）が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

5 知事は、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。

（宣誓書受領証等の交付）

第5条 知事は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下これらを「宣誓書受領証等」という。）を交付する。ただし、宣誓時点において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が県内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、当該転入予定者が県内への転入後に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（県内への転入後であって、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出した後に交付する。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

（宣誓書受領証等への子の記載）

第6条 宣誓者は、その一方又は双方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合において、パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書（様式第4号。以下「子に関する届出書」という。）に、宣誓書受領証等（宣誓時に届出する場合を除く。）及び次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより、子の氏名及び生年月日を宣誓書受領証等に記載することができる。

(1) 子との関係性を確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 宣誓者は、宣誓書受領証等に記載した子の氏名及び生年月日の削除を希望するときは、子に関する届出書を知事に提出するものとする。

3 第4条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

4 知事は、第1項及び第2項の規定により子に関する届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該宣誓者に対し、届出の内容に基づく宣誓書受領証等を交付する。

（宣誓書受領証等の再交付）

第7条 第5条第1項の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者は、紛失、毀損、汚損等により宣誓書受領証等の再交付を受けようとするときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合（共に宣誓を

した者同士が結婚した場合及び一方が死亡した場合を含む。次条第1項及び第11条第1項において同じ。）を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損、汚損により宣誓書受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

（宣誓書受領証等の変更）

第8条 第5条第1項の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者は、改姓又は改名等により宣誓書受領証等の記載事項又は宣誓書に記載した戸籍名に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第6号。以下「変更届出書」という。）に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、宣誓書受領証等の提出を要しない。

(1) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあっては、戸籍抄本（当該改姓又は改名後のものであって、変更届出書の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げる以外の場合にあっては、知事が必要と認める書類

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

3 知事は、宣誓書受領証等の記載事項に変更が生じたことにより変更届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該宣誓者に対し、変更後の宣誓書受領証等を交付する。

（宣誓書受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第7号。以下「返還届出書」という。）に宣誓書受領証等を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届出書の提出をもって宣誓書受領証等を返還したものとみなす。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。

(3) 一方又は双方が第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（共に宣誓をした者同士が婚姻したときを除く。）。

(4) 一方又は双方が宣誓時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。

(5) 一方又は双方が宣誓書受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

（宣誓書受領証等に記載された子の氏名等の削除）

第10条 宣誓書受領証等に氏名及び生年月日を記載された子（以下「記載された子」という。）は、満15歳に達した日以後、パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）に年齢を証する書類を添えて宣誓書受領証等から氏名及び生年月日を削除するよう知事に申し立てることができる。

2 知事は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、記載された子の氏名及び生年月日を削除した宣誓書受領証等を交付する。

3 第4条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第 11 条 宣誓者は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書(様式第 9 号)を知事に提出することにより、静岡県パートナーシップ宣誓書記載内容証明書(様式第 10 号)の交付を受けることができる。

2 第 4 条第 4 項の規定は、前項の場合について準用する。

(個人情報)

第 12 条 知事は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(県民及び事業者への周知及び啓発)

第 13 条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓の制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(他の地方公共団体との連携)

第 14 条 知事は、制度の利便性向上に向けて、協定を締結するなど、他の地方公共団体と連携することができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

記入日 年 月 日
宣誓予定日 年 月 日

（あて先）静岡県知事

パートナーシップ宣誓書

私たちは、静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係である。

宣誓者	戸籍上の氏名 又は 通称名	(フリガナ)	(フリガナ)
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
代筆者	戸籍上の氏名 又は 通称名		
	住 所		

受領印

(裏面)
パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

宣 誓 者		
戸籍上の氏名		
<通称名使用の場合> 宣誓書受領証等への 戸籍上の氏名の併記	☐ 併記する ☐ 併記しない	☐ 併記する ☐ 併記しない
通称名		
代筆の場合の 理由		
転入予定日	年 月 日	年 月 日
電話番号		
メール アドレス		

確認事項 (□に✓を記入してください。)		
第3条第1号	□成年に達している	□成年に達している
第3条第2号	□県内在住 □県外在住 □転入予定者	□県内在住 □県外在住 □転入予定者
第3条第3号	□婚姻していない	□婚姻していない
第3条第4号	□他の者とパートナーシップ関係がない	□他の者とパートナーシップ関係がない
第3条第5号	□お互い近親者ではない(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではない)	□お互い近親者ではない(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族ではない)
	□パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより近親者となった	□パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより近親者となった
個人情報の 取扱い	□宣誓の有無等について、利用可能な行政サービスを所管する県の担当課から問い合わせがあった場合の情報提供に同意します。	□宣誓の有無等について、利用可能な行政サービスを所管する県の担当課から問い合わせがあった場合の情報提供に同意します。
	□利用可能な行政サービス情報の提供、生活上の困りごとなどの把握、変更届等手続に関する御案内などのため、男女共同参画課からメール又は電話で連絡することに同意します。	□利用可能な行政サービス情報の提供、生活上の困りごとなどの把握、変更届等手続に関する御案内などのため、男女共同参画課からメール又は電話で連絡することに同意します。

様式第2号（第5条関係）子の氏名等を記載する場合
（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓者氏名	宣誓者氏名
生年月日	生年月日
年 月 日生	年 月 日生
子の氏名	子の氏名
生年月日	生年月日
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日	交付番号
年 月 日	第 号

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日

静岡県知事



様式第2号（第5条関係）子の氏名等を記載しない場合
（表面）

パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓者氏名

宣誓者氏名

生年月日

年 月 日生

生年月日

年 月 日生

宣誓日

年 月 日

交付番号

第 号

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

年 月 日

静岡県知事



(裏面)

特記事項

様式第3号（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領カード	
静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領しました。	
宣誓者〔本人〕	〔パートナー〕
氏名	氏名
_____	_____
(年 月 日生)	(年 月 日生)
宣 誓 日	年 月 日
交付番号 第 号	
年 月 日	静岡県知事
	印

（裏面）子の氏名等を記載する場合

カードを提示された方へ	
このカードは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。	
法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。	
【特記事項】	
子の氏名	子の氏名
_____	_____
年 月 日生	年 月 日生
【緊急連絡先】（自由記載）	

発行：静岡県くらし・環境部男女共同参画課 電話 - - -	

（裏面）子の氏名等を記載しない場合

カードを提示された方へ
このカードは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。
法的な効力を有するものではありませんが、このカードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。
【特記事項】

【緊急連絡先】（自由記載）

発行：静岡県くらし・環境部男女共同参画課 電話 - - -

備考

- 1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 背景には適宜意匠を加えるものとする。
- 3 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

様式第4号（第6条関係）

記入日 年 月 日
 手続予定日 年 月 日

（あて先）静岡県知事

パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書

（届出者）住 所
 氏 名

（届出者）住 所
 氏 名

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条第1項及び第2項の規定により、子に関する届出書を提出します。

子の氏名	子の氏名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
子の氏名	子の氏名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
届出の理由（いずれかに✓を記入してください。） ☐ 子の氏名及び生年月日の記載 ☐ 子の氏名及び生年月日の削除 ☐ その他（ ）	

※ 既に宣誓されている方は、2名分のパートナーシップ宣誓書受領証等（原本）を添えて提出してください。

受領印

様式第5号（第7条関係）

記入日 年 月 日
 手続予定日 年 月 日

(あて先) 静岡県知事

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(申請者) 住 所
氏 名

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第7条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

[illegible]

受領印

様式第 6 号（第 8 条関係）

記入日 年 月 日
 手続予定日 年 月 日

（あて先）静岡県知事

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

（届出者）住 所
 氏 名

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

宣 誓 者		
宣誓書受領証等の氏名	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日 交付番号	年 月 日 【第 号】	
その他の変更	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更の理由	☐ 改姓・改名 ☐ その他 ()	

受領印

様式第7号（第9条関係）

記入日 年 月 日
 手続予定日 年 月 日

（あて先）静岡県知事

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

（届出者）住 所
 氏 名

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣 誓 者		
戸籍上の氏名 又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日 交付番号	年 月 日 【第 号】	
返還の理由	☐パートナーシップを解消した ☐双方が共に県内に住所を有しなくなった ☐一方又は双方が要件を満たさなくなった （具体的な理由： ） ☐その他（具体的な理由： ）	

受領印

様式第8号（第10条関係）

記入日 年 月 日
手続予定日 年 月 日

（あて先）静岡県知事

パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書

（申立人）住 所
氏 名
生年月日 年 月 日（ 歳）

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等から私の氏名及び生年月日を削除するよう申し立てます。

宣 誓 者		
宣誓書受領証等の 氏名又は通称 名		
住 所		
連絡先		
備 考		

受領印

様式第9号（第11条関係）

記入日 年 月 日
 手続予定日 年 月 日

（あて先）静岡県知事

パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書

（申請者）住 所
 氏 名

静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第11条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書の交付を申請します。

宣 誓 者		
戸籍上の氏名 又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日 交付番号	年 月 日 【第 号】	
利用目的		

受領印

静岡県パートナーシップ宣誓書記載内容証明書

宣 誓 者		
戸籍上の氏名		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
備考		

上記のとおり、静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

静岡県知事



静岡県パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（第4版）

2023(令和5)年1月13日 発行

2024(令和6)年10月1日 改訂

2026(令和8)年8月1日 改訂

静岡県 くらし・環境部 男女共同参画課

〒422-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館6階

電話番号 054-221-3363 FAX 番号 054-221-2941

メールアドレス danjyo@pref.shizuoka.lg.jp